

助成金申請書類作成の手引き

令和3年度

燃料電池自動車等の導入促進事業
(FCV車両)

(お問い合わせ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14階

TEL：03-5990-5068

Eメール：cnt-toshiene@tokyokankyo.jp

ホームページ：<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/fuel-cell/index.html>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9：00～17：00

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

※申請書の作成には、「消せるボールペン」など訂正が用意のできる筆記用具は使用しないでください。

目次

1 事業概要	1
1.1 目的	1
1.2 事業スキーム	1
1.3 スケジュールフロー	2
2 助成内容	3
2.1 助成対象者（交付要綱第 3 条参照）	3
2.2 助成対象自動車（交付要綱第 4 条参照）	4
2.3 助成対象経費（交付要綱第 5 条参照）.....	6
2.4 助成金額（交付要綱第 6 条参照）	6
3 交付申請.....	7
3.1 申請手続き（交付要綱第 7 条参照）	8
3.2 申請方法	9
3.3 申請にあたっての留意事項	10
4 その他.....	11
4.1 申請の撤回（交付要綱第 10 条参照）	11
4.2 債権譲渡について（交付要綱第 11 条・17 条参照）	11
4.3 交付決定の取消し（交付要綱第 12 条参照）	11
4.4 処分の制限（交付要綱第 17 条参照）	12
4.5 軽微な変更	15
4.6 助成事業の経理（交付要綱第 18 条参照）	15
5 提出書類.....	16

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。当法人としましては、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 助成金で取得した設備を、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて設備の管理状況について調査することがあります。
3. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に違約加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。
5. 助成金に係る不正行為に対しては、「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

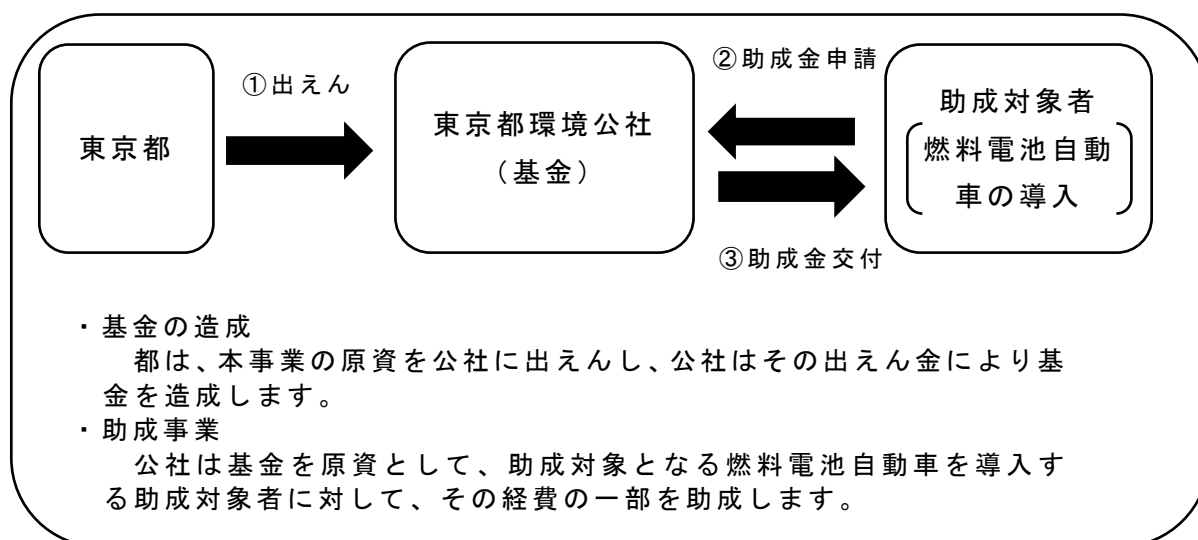
公益財団法人 東京都環境公社

1 事業概要

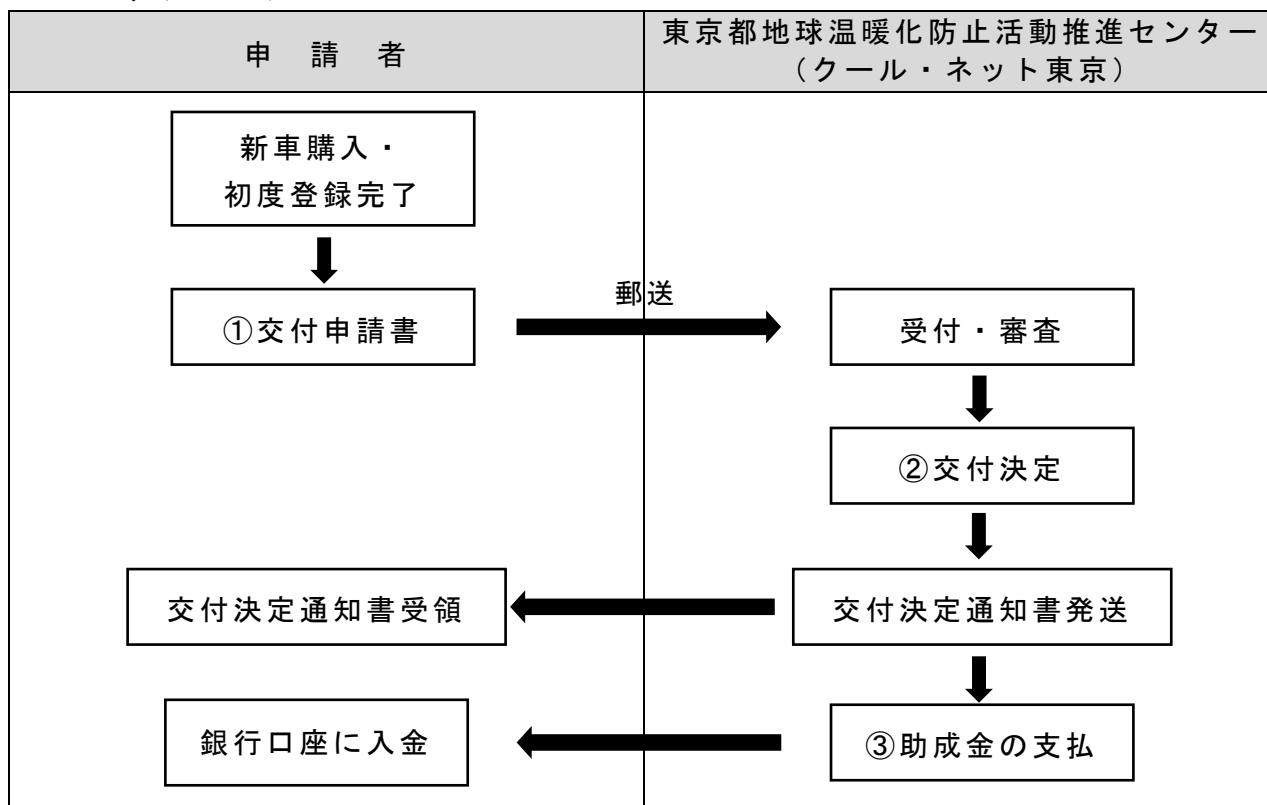
1.1 目的

燃料電池自動車の導入促進事業（以下「本事業」といいます。）とは、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」といいます。）が、民間団体等が燃料電池自動車（FCV）を導入するにあたり、その経費の一部を助成することにより、水素エネルギーが活用された水素社会の早期実現に向けて燃料電池自動車の普及を促進することを目的に実施するものです。

1.2 事業スキーム



1.3 スケジュールフロー



① 申請者は、助成対象自動車を購入し初度登録を完了した後、初度登録日から1年以内に申請を行ってください。（申請書記入日ではなく、受付日が基準になります。）

ただし、新型コロナウイルスの影響等により、やむを得ず初度登録から1年以内に提出が難しい場合は、事前にご連絡ください。

② クール・ネット東京は、申請書類の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、基金の範囲で本助成金の交付を決定し、交付決定通知書を発送します。

③ クール・ネット東京は、交付決定通知書発送から一定期間ののちに、申請者が指定した口座に助成金の支払いを行います。

※本助成金は、CEV補助金（経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入事業補助金」）および区市町村の補助金と併用できます。

2 助成内容

2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）

（1）助成対象者の種別及び要件

種別	要件（申請日時点）
①個人	・ 都内に居住していること（住民票を有すること）
②個人事業主	・ 個人事業の開業を届け出ており、都内に事業所があること ※事業の用に供しない車両について申請する場合は上記①として申請すること。
③法人	・ 法人設立または支店等設置を届け出ており、都内に事業所があること
④区市町村等	・ 都内の区市町村であること
④ リース 関連	・ 上記①～④の者とリース契約を締結したリース事業者 （リース契約についての詳細はP7）
	<u>CEV補助又は環境省補助併用限定</u> ・ リース事業者とリース契約を締結した上記①～④の者 （リース契約についての詳細はP7） ※環境省補助：環境省の「再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業」における電気自動車・燃料電池自動車等の導入支援事業の補助金 ※CEV補助：経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」

※都内在住期間の要件はありません。

※特別な事情により都内に住民票がない場合は、ご連絡ください。

（2）ただし、以下に該当するものは除きます。

- ・ 国及び都内の区市町村でない地方公共団体
- ・ 税金の滞納があるもの
- ・ 刑事上の処分を受けているもの
- ・ 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- ・ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切でないもの

2.2 助成対象自動車（交付要綱第4条参照）

下記の表に掲げる自動車であること。

（令和3年4月28日現在）

メーカー名 ・ 車名	型式
トヨタ MIRAI	ZBA-JPD10
トヨタ MIRAI	ZBA-JPD20
ホンダ CLARITY FUEL CELL	ZBA-ZC4
ヒュンダイ ネッソ	ZBA-FE120

CEV（※）で承認された燃料電池自動車が、本事業の助成対象自動車になります。CEVの承認車種の変更に伴い、この表も変更されることがあります。

※ CEV…経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」

- ・ 初度登録日から申請受付日までの期間が1年以内であること。
- ・ 新車であること。（中古車、新古車は対象外）
- ・ 車両の支払いについて、いずれかに該当すること。
 - ① 助成対象者が購入し、代金の支払いが完了した自動車であること。
 - ② 助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、ローン会社等による立て替え払いを含めて代金の支払いが完了していること。
 - ③ 助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、販売業者と今後全額支払いすることを契約していること。

※代金の支払いが、令和4年3月31日までに完了していること。

- ・ 自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用するものでないこと。
- ・ 都の他の同種の助成金の交付を重複して受けていないこと。

- ・ 自動車検査証の記載について、下記表の要件を初度登録時から継続して満たすこと。

自動車検査証の記載事項	通常の購入の場合	助成対象者がリース事業者の場合	割賦販売（所有権留保付ローン）で購入する場合	申請者（リースの場合は貸与先）が法人で、当該法人の役員・従業員が車庫証明を取得している場合
所有者の氏名または名称	助成対象者と同一名義	助成対象者と同一名義	自動車販売業者またはローン会社等	助成対象者と同一名義（割賦販売で購入する場合は、自動車販売業者またはローン会社等）
使用者の氏名または名称	助成対象者と同一名義	貸与先の名義	助成対象者と同一名義	法人の役員または従業員の名義
使用の本拠の位置	都内	都内	都内	都内

※自家用・事業用のいずれも対象になります。

※事業用車両は、法人または個人事業主しか申請できません。（個人では不可）

2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）

助成対象経費 = 車両本体価格

- ・ メーカーオプション、ディーラーオプション、値引き、消費税は含まない。

2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）

初度登録時期によって助成金額が異なりますのでご注意ください。

(1) 燃料電池自動車 燃料電池タクシー

①令和3年3月31日までに初度登録された車両

(令和3年2月12日現在)

メーカー名 ・ 車名 ・ 型式	助成金額
トヨタ・MIRAI・ZBA-JPD10	101万円
トヨタ・MIRAI・ZBA-JPD20	57.6万円
ホンダ・CLARITY FUEL CELL・ZBA-ZC4	104万円
メルセデス・ベンツ・GLC F-CELL・ZBA-253993C	100.9万円
ヒュンダイ・ネッツ・ZBA-FE120	105.2万円

②令和3年4月1日から令和5年2月24日の間に初度登録された車両

○環境省補助を受けない場合：助成金額110万円

○環境省補助を受ける場合：助成金額135万円

※環境省補助とは、環境省が定める二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業）です。

2.5 リース契約

リース契約時の申請方法は、リース契約の内容により、リース事業者又は使用者（個人・個人事業主・法人）のいずれかが申請を行います。

※転リースでも申請できます。

（１）月々のリース料金から東京都の助成金額相当分以上を差し引いた契約の場合

- ① 申請者および助成金の支払先は、リース事業者です。
- ② 助成対象自動車の購入およびリース契約の締結完了後に助成金の申請を行ってください。
- ③ リース使用者（貸与先）に助成金の利益が還元されるよう、月々のリース料金から助成金相当分を減額している契約書の写しの提出が必要となります。ここでいう助成金には、本事業以外のもの（国補助やその他の助成金）で、本助成金と同様にリース料金からの減額が条件となっているものも含まれます。
- ④ 契約書に月々のリース料金から助成金相当分を減額していることが明記されていない場合は、リース料金減額の証明として「貸与料金の算定根拠明細書（第9号様式）」を提出してください。

（２）CEV補助又は環境省補助併用申請のため、月々のリース料金から東京都の助成金相当額以上を差し引かない契約の場合

- ① 申請者および助成金の支払先は、個人・個人事業主・法人（エンドユーザー）です。
- ② 助成対象自動車の購入およびリース契約の締結完了後に助成金の申請を行ってください。
- ③ 月々のリース料金から助成金相当分を減額していない契約書の写しの提出が必要となります。ここでいう助成金には、本事業以外のもの（国補助やその他の助成金）で、本助成金と同様にリース料金からの減額が条件となっているものも含まれます。
- ④ 契約書に月々のリース料金から助成金相当分を減額していないことが明記されていない場合は、リース料金の証明として「貸与料金の算定根拠明細書（第9号様式）」を提出してください。

3 交付申請

3.1 申請手続き（交付要綱第7条参照）

（1）申請受付期限

本助成金事業は、年度ごとに受付期間を設けます。

令和3年度受付期限 令和4年3月31日（木曜日） 必着

助成金の交付申請は、助成対象自動車を購入し、初度登録を完了した後、P16以降に記載された必要書類をとりまとめた上で、受付期限までに郵送により提出してください。

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

※初度登録日から1年以内に申請を行ってください。（申請書記入日ではなく、受付日が基準になります。）

（2）助成申請可能台数

- ・申請者ごとの助成金支給の台数制限はありません。
- ・1回の申請で複数の車両をまとめて申請できません（ただし、申請者がリース事業者で貸与先が車両ごとに異なる場合は、まとめて申請できません。貸与先ごとに申請を分けてください。）。

（3）不備の連絡先

申請種別		連絡方法
購入	交付申請書の、「自動車販売店担当者が手続代行者となることを希望する」欄にチェックを入れた場合	一切の連絡を自動車販売店担当者に連絡します。（※）
	上記の欄にチェックを入れなかった場合	領収書等の販売店発行書類については自動車販売店担当者に、それ以外の不備は申請者（法人は事務担当者）に連絡します。
リース		一切の連絡をリース事業者の事務担当者に連絡します。
（※）手続代行について（交付要綱第7条4～6） 4 助成対象者は、第1項の規定による交付申請に係る手続の代行を、助成対象自動車等を販売する者等に対して依頼することができる。 5 前項の規定による依頼を受け交付申請に係る手続を代行する者（以下「手続代行者」という。）は、当該依頼を受けた手続について誠意をもって実施するものとする。 6 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができる。		

3.2 申請方法

<申請様式のダウンロードページ>

<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/fuel-cell/index.html>

インターネットをご利用いただけない場合は、クール・ネット東京の受付窓口（新宿 NS ビル 14 階）にて、助成金交付申請書の用紙をお渡しすることも可能です。その場合は事前にご連絡ください。

■ 申請書の送付先

〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル 14 階
東京都地球温暖化防止活動推進センター 都市エネ促進チーム 宛

- ・ 申請様式は日本産業規格A4の用紙に片面印刷でお願いいたします。
- ・ 郵送方法は、到着に関するトラブルを避けるため、レターパック、特定記録等の追跡可能な方法をご利用ください。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から原則として郵送でご提出ください。やむを得ず窓口持参の場合は、事前にご相談いただきますようお願いいたします。
- ・ FAXや電子メールによる申請書類の提出は受け付けておりません。
- ・ 複数の申請書を同時に郵送する場合は、1通の封筒にまとめても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1申請書ごとに書類を分けて入れてください。
- ・ 提出いただいた書類の返却はいたしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ・ 封筒の表に、「**燃料電池自動車の導入促進事業 申請書類在中**」と赤字記入またはマーカー等でわかりやすく表記してください。

3.3 申請にあたっての留意事項

- (1) 審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いいたします。
 - (2) 選考に関わる審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
 - (3) 提出していただいた書類の返却はいたしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
 - (4) 交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
 - (5) 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。
 - (6) リース契約
 - リース契約期間が処分制限期間よりも短い場合
 - ・ リース契約満了後も、処分制限期間内は助成対象者・助成対象自動車の要件を引き続き満たす必要があります（処分制限期間については→P 12）。
 - ・ リース契約満了時に、変更届出書（→P 15）を提出してください。
 - (7) 申請者（リースの場合は貸与先）が法人で、法人の役員または従業員が車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得している場合、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」は役員または従業員で構いません。この場合、以下の書類を提出してください。
 - ①車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書
（様式はクール・ネット東京のホームページからダウンロード可能）
 - ②法人と申請車両の使用者の関係がわかる書類
 - ・ 使用者が役員の場合
 - 登記事項証明書に役員名の記載がある場合は、②の書類提出は不要
 - 登記事項証明書に記載がない場合は、従業員と同様の書類を提出
 - ・ 使用者が従業員の場合
 - 在職証明書（様式はクール・ネット東京のホームページからダウンロード可能）
 - 従業員の身分証明書（運転免許証等）の写し
 - 従業員の給与所得の源泉徴収票の写し（住所・氏名以外を黒塗り）
- ※ 原則、本助成金により支援を受けて事業を行う助成対象自動車を販売する事業者が、自身も助成金を活用して助成対象自動車を所有することは、助成金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、助成金交付申請を行うことはできません。ただし、必要に応じて取引価格から利益相当分を排除することで、交付申請を行うことができます。
- ※ 申請者（リースの場合はその使用者を含む）が申請しようとする車両が、申請者が製造したものである場合は、利益等排除の対象となります。

(8) 各様式の押印欄を廃止しています。

4 その他

4.1 申請の撤回（交付要綱第10条参照）

助成対象者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対し異議があるなど、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知書（第3号様式）を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第5号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

4.2 債権譲渡について（交付要綱第11条・17条参照）

助成金交付によって生じる権利の全部又は一部について、第三者に譲渡し、又は継承することは原則として認められません。ただし、助成対象者について相続、法人の合併又は分割等により助成事業を行うものが変更される場合においては、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書（第7号様式）を提出し、公社がその旨を承認することで、助成金交付に係る地位を継承することが認められる場合があります。

4.3 交付決定の取消し（交付要綱第12条参照）

（1）次の各号に一つでも該当すると認められる場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ① 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- ② 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- ③ 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- ④ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含みます。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- ⑤ その他、助成金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令、又は東京都の要綱に基づく命令に違反したとき。

（2）公社は、上記によって取消しを行った場合は、速やかに当該助成対象者に通知を行います。

4.4 処分の制限（交付要綱第17条参照）

（1）助成金を受領した車両には、処分の制限があります。処分とは、以下の内容を指します。

処分の例	処分の基準日
申請者住所の都外への変更	住民票等の公的書類における住所変更日
使用の本拠の位置のみ都外へ変更	車検証の変更登録日
譲渡（売却、下取り、廃車のための引渡）	売買契約日または車両引渡日
リース契約満了・途中解約・承継による使用者変更（解約後の譲渡・廃車を含む）	リース契約終了日
上記に当てはまらない名義変更	車検証の変更登録日
その他、本助成金の交付の目的に反する使用※	個別に公社が指定

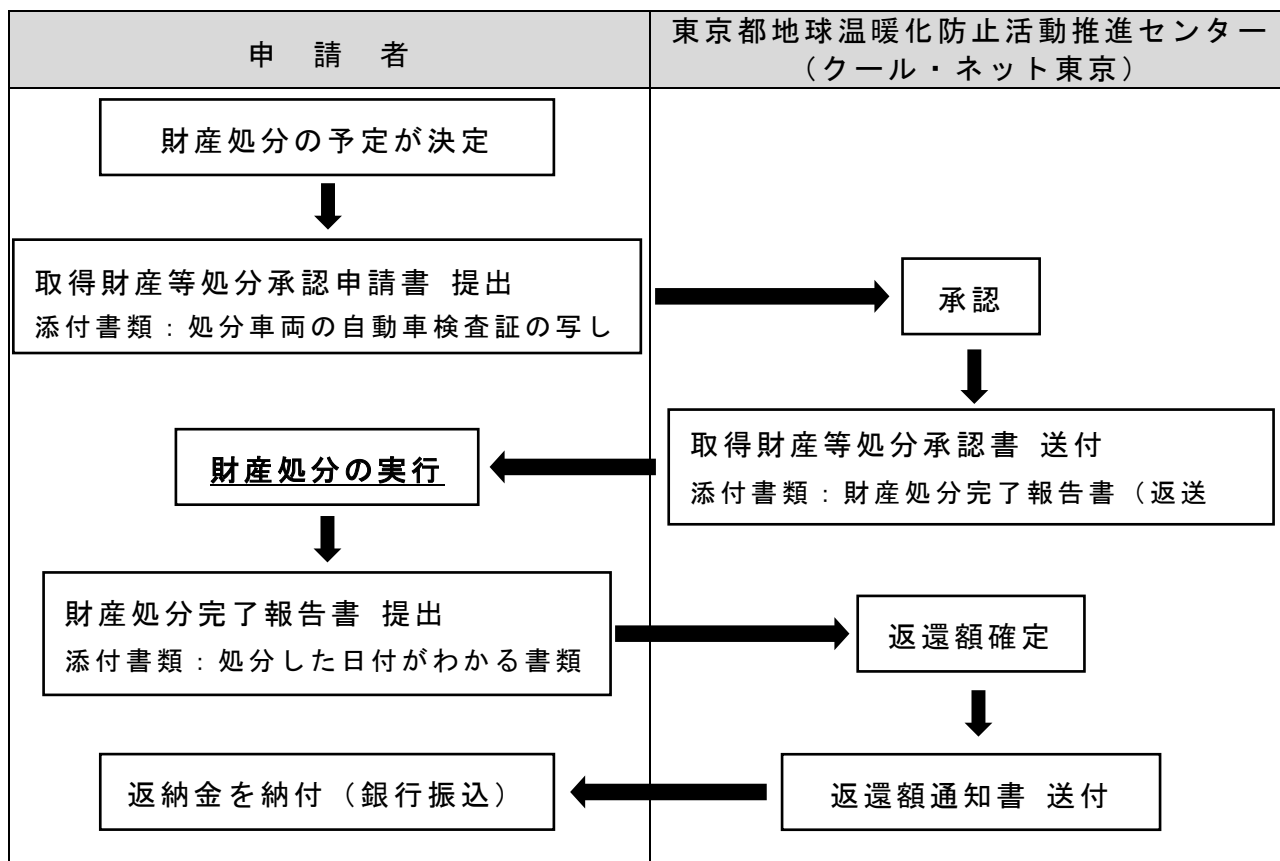
※個人間のカーシェアリング含む。

（2）本助成金には、下記のとおり処分制限期間が定められています。

区分	処分制限期間 （初度登録日から起算）
燃料電池自動車（燃料電池タクシーを除く）	4年
燃料電池タクシー（※）	3年

（3）処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、次ページのフロー図にしたがって、財産処分の承認申請を行ってください。

- 承認申請書の様式は、クール・ネット東京のホームページからダウンロードできます。
- 承認申請の提出先は、助成金申請のときと同じです。
- クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。
- 承認申請書の到達から承認通知まで1～2週間程度かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は、提出日から2週間以上空けてください。
- 承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。



(4) 処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産等の処分に係る返還額通知書」に基づき、納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額}(\ast 1) = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}(\ast 2)}{\text{処分制限期間}(\ast 3)} \right)$$

※1 千円未満切り捨てです。

※2 初度登録日から所有権移転日(売却・下取りの場合は引渡日・入庫日)までの月数で計算します。

(例)10日に初度登録した場合、翌月10日までは1か月目、翌月11日からは2か月目となります。

※3 処分制限期間も、月数で計算します。

(例)自家用車両は処分制限期間4年なので48ヶ月で計算します。

経過期間は、初度登録日から所有権移転日(売却・下取りの場合は引渡日・入庫日)までの月数で計算します。たとえば、10日に初度登録した場合、翌月10日までは1か月目、翌月11日からは2か月目となります。処分制限期間も、月数で計算します。(燃料電池自動車は48ヶ月、燃料電池タクシーは36ヶ月)

ただし以下の場合、処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。

なお、処分承認後に免除申請を行うことはできませんのでご注意ください。

免除理由	免除要件の確認に必要な書類
天災等により走行不能となり抹消処分する	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体発行の罹災証明書 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの）
過失の無い事故により走行不能となり抹消処分する	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車安全運転センター発行の交通事故証明書 ・申請者の過失がゼロであることが明記されている損害賠償に関する承諾書（免責証書）、示談書等の、記名・捺印があるもの。 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの） ・CEV 補助金を併用している場合は、一般社団法人次世代自動車振興センター発行「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金相当額返納についてのお知らせ」の返納額なしのもの
申請者死亡により2親等以内の親族が車両を相続し、引き続き使用する（相続人が都内等の助成要件を満たす）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の除籍を証明する書類 ・申請者と相続人の続柄を証明する書類 ・変更後の車検証
リース解約によりリース事業者が車両を保管する（リース事業者自身が都内等の助成要件を満たす）	<ul style="list-style-type: none"> ・リース解約が確認できる書類 ・リース事業者が助成要件を満たすことの確認書類
リース貸与先変更（新貸与先が都内等の助成要件を満たす）	<ul style="list-style-type: none"> ・リース解約・承継が確認できる書類 ・新貸与先が助成要件を満たすことの確認書類
その他クール・ネット東京が特に認める場合	<ul style="list-style-type: none"> ・クール・ネット東京が指定する書類

4.5 軽微な変更

- (1) 助成金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更があった場合は、軽微な変更に関する届出が必要になります。
- ・ 申請者の名前の変更（法人の代表者変更、社名変更、個人の改姓など）
 - ・ 申請者の住所変更
 - ・ 自動車検査証の記載情報（登録ナンバー等）の変更
 - ・ リース契約に関する変更
- (2) 以下の条件を引き続き満たす必要があります。これを満たさなくなる場合は、処分に該当します。
- ・ 助成対象者の「都内」の要件を満たすこと。
 - ・ 車検証における「所有者の住所」および「使用の本拠の位置」が都内であること。
- (3) 届出を行う場合は、以下の書類を提出してください。
- ・ 変更届出書（クール・ネット東京のホームページでダウンロード可能）
 - ・ 変更後の自動車検査証の写し
 - ・ その他の変更が確認できる公的書類の写し

4.6 助成事業の経理（交付要綱第18条参照）

助成事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等（表2に記載する書類のうち写しを提出する書類の原本及びその他の書類）を公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から処分制限期間（P12参照）を超過するまでの期間保存してください。

5 提出書類

助成対象者の種別（個人、個人事業主、法人、リース事業者）に応じて提出書類が異なりますので、以下ご参照のうえ、必要書類をご提出ください。

- （１）共通（助成金を申請する皆様が提出の必要がある書類です。）
- （２）環境省補助併用のため、リース契約を締結した個人が申請する場合
- （３）申請者がリース事業者の場合の追加書類
- （４）申請者（リースの場合は貸与先）が法人で、当該法人の役員・従業員が車庫証明を取得している場合の追加書類

令和3年度から、提出書類が変更になりました。お間違えのないようご注意ください。

(1) 共通

No.	提出書類		備考
1	申請書類チェックリスト		・ ホームページからダウンロード
2	助成金交付申請書（第1号様式）		・ ホームページからダウンロード（第1号様式は「その1」から「その3」まであります）
3	請求書等	コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求書、納品請求書、注文書、見積書、売買契約書等の書類で、申請者名と販売会社名の記載があること。 ・ GEV 補助金の対象車種一覧に記載されている車名・グレードが確認できること。（印字されていない場合は、手書きでも可） ・ 車両本体価格および支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること。 ・ 下取金額・下取車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、現金支払分とは別に明記されていること（リサイクル預託金相当額通知書等でも可）
4	領収書	コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宛名が申請者と同一名義であること。 ・ 請求書に記載された全額分の領収書が必要。複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。ただし、下取金額・下取車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、領収書は不要。また、過払い等により領収書の金額が請求書を超えるのは差し支えない。 ・ 所有権留保付ローンで購入した分は、販売会社からローン会社等宛ての領収書でカッコ書きの併記で申請者の氏名が記載されていること。申請時に全ての代金の支払いが完了していない場合は領収書に代えて、販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された契約書の写し及び約款の写しを提出すること。 ・ 振込のため領収書がない場合は、金融機関発行の振込金受取書やネットバンキングの取引画面の印刷で可。（依頼人・受取人・日付・金額の記載があること） ・ クレジットカード払いで領収書がない場合は、当助成金申請用に作成すること。

5	自動車検査証	コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初度登録（新規登録）時のものを提出すること。 ・ 申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のみで可。 ・ 複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがある。文字が鮮明に読み取れるものを提出すること。
6	住民票または印鑑証明書	原本またはコピー	<p>【申請者が個人・個人事業主の場合に必要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーが記載されていないこと。または、黒塗りされていること。 <p>申請受付日から 3か月以内 に発行されたものであること。</p>
7	登記事項証明書 (現在事項全部証明書)	原本またはコピー	<p>【申請者が法人の場合に必要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請受付日から 3か月以内 に発行されたものであること。 <p>登記情報提供サービスから印刷したものでも可。</p>
8	法人住民税納税証明書又は法人設立・設置届出書（控え）	原本またはコピー	<p>【申請者が法人で登記事項証明書に東京都内の事業所の記載がない場合に必要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人住民税の 納税証明書 で、完納している直近の事業年度のもの (※法人税、法人事業税の納税証明書や領収証書は不可) ・ 窓口は都税事務所 ・ 納税証明書が提出できない場合は、法人設立・設置届出書（控えの写し） を提出すること (※都税事務所の受付印があること) ・ 窓口は都税事務所

9	振込口座が確認できる書類	コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が記載されていること ・ 定期預金口座でないこと ・ 通帳の場合は、表紙<u>及び</u>見開き面のコピー ・ キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷なども可 ・ 当座預金の場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書でも可
10	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付決定通知書	コピー	<p>【助成額の増額申請（環境省補助併用）の場合】</p> <p>二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業）交付規程に基づく補助金の交付決定を受けた場合にのみ必要</p>
11	その他会社が必要と認める書類		<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて会社から求められた場合に提出

(2) CEV 補助又は環境省補助併用のため、リース契約を締結した個人・個人事業主・法人が申請する場合 ※転リースの場合は、1次貸与先・2次貸与先のそれぞれのもが必要。

No.	提出書類		備考
* P17~19 の「(1) 共通」のNo.1 からNo.11 (No.3 及び No.4 を除く。) については、リースの場合も共通			
1	リース契約書	コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者及びリース事業者双方の印があるもの。 ・ リース料金から助成金額以上が差し引かれていないことがわかるもの。
2	貸与料金の 算定根拠明細書	第9号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページからダウンロード。 ・ リース契約書で助成金額以上が差し引かれていないことがわかり、かつ、契約書に申請者及びリース事業者双方の押印がある場合は省略可。
3	クリーンエネルギー自動車 導入事業費補助金の交付決定 通知書	コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・ クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付規程に基づく補助金の交付決定を受けた場合にのみ必要。

(3) 申請者がリース事業者の場合の追加書類 ※転リースの場合は、1次貸与先・2次貸与先のそれぞれのものが必要。

No.	提出書類		備考
* P17~19 の「(1) 共通」のNo. 1 からNo. 11 (No. 8 を除く。) については、リースの場合も共通			
1	誓約書 (第2号様式) (貸与先)		・ ホームページからダウンロード
2	住民票または印鑑証明書 (貸与先)	原本または コピー	・ 貸与先が個人・個人事業主の場合に必要 ・ 注意事項は「(1) 共通」のNo6と同様
3	登記事項証明書 (現在事項全部証明書) (貸与先)	原本または コピー	・ 貸与先が法人の場合に必要 ・ 注意事項は「(1) 共通」のNo7と同様
4	法人住民税納税証明書または法人設立・設置届出書 (控え) (貸与先)	原本 または コピー	・ 貸与先が法人の場合で登記事項証明書の東京都内の事業所の記載がない場合に必要 注意事項は「(1) 共通」のNo8と同様
5	リース契約書	コピー	・ 申請者及び貸与先双方の印があるもの ・ リース料金から助成金額以上が差し引かれている記載があるもの
6	貸与料金の算定根拠明細書 (第9号様式)		・ ホームページからダウンロード ・ 購入車両に係るリース契約書において助成金額がリース料から差し引かれている記載があり、かつ契約書に申請者及び貸与先双方の印がある場合は省略可

(4) 申請者（リースの場合は貸与先）が法人で、当該法人の役員・従業員が車庫証明を取得している場合の追加書類
（車検証の使用者が役員・従業員となる場合）

No.	提出書類	備考
1	車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書	・ ホームページからダウンロード
2	法人と申請車両の使用者の関係がわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用者が役員の場合 <ul style="list-style-type: none"> > 登記事項証明書に役員名の記載がある場合は、追加の書類提出は不要 > 登記事項証明書に記載がない場合は、従業員と同様の書類を提出 ・ 使用者が従業員の場合 <ul style="list-style-type: none"> > 在職証明書（ホームページからダウンロード） > 従業員の身分証明書（下記のいずれか1点）のコピー <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証（両面をコピー。有効期限内のもの） ・ 健康保険証（住所の記載があり有効期限内のもの） ・ 住民票（発行後3カ月以内のもの） ・ 印鑑証明書（発行後3カ月以内のもの） > 従業員の給与所得の源泉徴収票の写し（住所・氏名以外を墨消し）

令和3年3月31日までに初度登録された燃料電池タクシーの場合

(国土交通省の「自動車環境総合改善対策費補助金」で燃料電池タクシーとして補助金の決定を受けている場合)

No.	提出書類	備考
1	自動車環境総合改善対策費補助金の額確定通知 コピー	令和3年3月31日までに初度登録された場合のもの
2	一般乗用旅客自動車運送事業の許可書又は自家用有償旅客運送の登録通知書 コピー	

(参考) ホームページの御案内

○ 本事業のホームページ

- 燃料電池自動車等の導入促進事業（車両）

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/fuel-cell>

○ 関連事業のホームページ

- 燃料電池自動車等の導入促進事業（外部給電器）

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/fuel-cell-feed>

- 電気自動車等の普及促進事業

EV・PHV

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev>

外部給電器

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-feed>

戸建向け V2H

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-v2h>

- 電動バイクの普及促進事業

https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/re_evbike.html

東京都
燃料電池自動車の導入促進事業
助成金申請書類作成の手引き

□発行・編集

令和3年4月23日

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル 14階

TEL：03-5990-5068